

議案第 3 号

取手市行政組織条例の一部を改正する条例について

取手市行政組織条例（昭和 47 年条例第 16 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

政策推進部（広報広聴課）で所管していた市民相談業務を総務部（市民協働課）に移管することを始めとした行政組織機構の改編を行い，行政課題により効果的に対応していくため，本条例の一部を改正するものです。

取手市行政組織条例の一部を改正する条例

取手市行政組織条例（昭和47年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>アからキまで (略)</p> <p><u>ク 広聴に関すること。</u></p> <p><u>ケからシまで (略)</u></p> <p>(2) 政策推進部</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ 広報に関すること。</p> <p>オ及びカ (略)</p> <p>(3)から(8)まで (略)</p>	<p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>アからキまで (略)</p> <p>クからサまで (略)</p> <p>(2) 政策推進部</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ <u>広聴及び</u>広報に関すること。</p> <p>オ及びカ (略)</p> <p>(3)から(8)まで (略)</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(取手市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部改正)

2 取手市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(調停委員会)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>7 調停委員会の庶務は、<u>総務部</u>において処理する。</p> <p>8 (略)</p>	<p>(調停委員会)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>7 調停委員会の庶務は、<u>政策推進部</u>において処理する。</p> <p>8 (略)</p>